

登録済みの副本を貼付して提出してください。

一級

二級

木造

建築士事務所廃業等届

下記事由により建築士事務所を廃止しましたので、建築士法第23条の7の規程により、関係書類を添え、届け出ます。

令和 7 年 4 月 1 日

届出義務者住所 新潟市中央区白山浦 1-614
氏 名 (株)新潟設計事務所
代表取締役 新潟 花子
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

現在有効中の登録の登録年月日を記載してください。

新潟県指定事務所 機関
一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

登 録 年 月 日	令和 5 年 1 月 10 日	登 録 番 号	(二) 第 1 2 3 4 号
建 築 士 事 務 所	事 務 所 の 名 称	(株)新潟設計事務所	
	所 在 地	〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614 電話 (025) 265-4748 F A X (025) 231-6553	
	一級・二級・木造の別	一級 建築士事務所	
開 設 者	新潟 花子		
廃 業 の 理 由	業務縮小のため		
廃 業 年 月 日	令和 7 年 3 月 31 日		
事 務 所 と 届 出 者 と の 関 係	1. 開設者本人 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 合併解散時の代表役員 5. 破産等の清算人		

[備 考]

1. ※印欄は記入しないでください。

※登録簿抹消	年	月	日
※受 付 印	※審 査		